

別表（園芸作物サプライチェーン強化計画の認定等に関する取扱要領関係）

強化計画の内容	計画策定主体	強化計画認定要件	強化計画の重要な変更
<p>競争力の高い園芸産地を形成するために、生産者、流通業者、実需者、関係機関等で構成されるグループが取り組む生産・販売計画及び園芸生産施設、機械等の整備計画について、最長2年分を記載したもの。</p>	<p>強化計画を策定するグループは、以下①～③に該当する者を全て含むこと。</p> <p>①生産組織（生産部会、農業法人等）                  ②実需者（小売、食品製造業者等）又は市場、卸売業者等の流通に関わる事業者                  ③関係機関（県、農業協同組合、市町村等）</p> <p>また、強化計画の作成、事業の進捗管理及び強化計画の申請や遂行状況報告等の事務手続きを円滑に進めるため、申請代表者を定めてこれらを一元的に管理させること。</p>	<p>強化計画が下記の要件を全て満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力の高い園芸作物サプライチェーンを形成するために、グループの構成員が一体となって行う新たな取り組み内容であること。</li> <li>・対象品目が、計画作成時点で最新版の「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる重点品目であるか、今後において重点品目に指定される見込みがある、有望品目であること。</li> <li>・目標年度（最長3年後※）の生産量及び販売金額（加工品を含まない）が、基準年度と比較して110%以上であり、かつ、販売金額が1,000万円以上増加する計画であること。</li> <li>・目標達成のための実施体制と取組計画が適切なものであること。</li> <li>・事業実施期間内（最長2年）の補助対象事業費が概ね1,000万円以上であること。</li> <li>・目標年度における販売数量のうち、契約販売の割合が10%以上となること。</li> </ul> <p>※果樹等、生育に時間を要する品目の場合は、グループで独自に目標年度を定めることが出来るが、その設定根拠を明確にすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標年度、成果目標の変更</li> <li>・事業実施年度の変更</li> <li>・各年度における補助対象経費の30%を超える増減</li> <li>・グループの構成員の変更</li> <li>・その他、重要な変更と認められるもの（申請代表者の変更、取組内容の大幅な変更、事業実施主体の変更等）</li> </ul>